

トピックゴルフクラブ I C カード利用規約

第 1 条

(目的)

- 1 トピックゴルフクラブ（以下「当練習場」という）において、使用する I C カード（以下「カード」という）については、本規約に則って取り扱うものとし、カードの所有者（以下「利用者」という）は、本規約にしたがってカードを利用するものとします。

第 2 条

(登録)

- 1 通常カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとします。

第 3 条

(カードの発行)

- 1 通常カードは申込者 1 名につき 1 枚を申込みと同時に発行し、申込者は当該カードの署名欄に署名するものとします。
- 2 カードは利用者本人のみ使用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。
- 3 前二項に違反してカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責を負うものとします。

第 4 条

(カードへの入金)

- 1 カードは所定の入金機及びフロントにて入金（チャージ）することにより、当練習場のサービスをカードにて利用することができます。
- 2 カードの利用残額については所定の入金機及びフロントにて確認することができます。
- 3 1 枚のカードの入金額の上限は、30,000 円とし、1 回の入金は 20,000 円を上限とします。

4 カードのチャージ残額はいかなる場合にも返金いたしません。

第5条

(カード利用の停止)

- 1 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、カードの使用状況が不適切であると判断した場合、当練習場は通知することなく、カード利用を一時停止することができます。

第6条

(カード会員資格の喪失)

- 1 カードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他当練習場が必要と認めた場合当練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができます。

この場合利用者は当練習場に直ちにカードの返却をおこなうものとします。

また、当店の「カスタマーハラスメント基本方針」に従い、

必要と判断した場合には、前項の措置を適用する場合があります。

第7条

(カードの紛失、盗難)

- 1 カードを紛失、または盗難にあった場合、利用者はすみやかに当練習場に届け出の上、所定の使用手続きを行ってください。
- 2 カードを紛失、または盗難にあった場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

第8条

(失効)

- 1 当練習場においてカードを最後に使用した日から起算してカードの使用が1年間ない場合にはカード（チャージ残額、プレミアム分を含む）は失効します。

第9条

(カードの再発行)

- 1 カードの紛失、盗難、破損等により利用者からカードの再発行の申し出があった場合、当練習場は本人確認の上、 所定の手数料をいただきカードの再発行をいたします。その場合、以前のカードは無効となります。

第10条

(登録事項の変更)

- 1 利用者は、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届け出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当練習場に連絡をするものとします。

第11条

(個人情報の取り扱いについて)

個人情報の取り扱いに関する詳細は、

「トピックゴルフクラブ個人情報保護方針」において定めています。

- 1 当練習場は運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、
当練習場の責任において安全管理に努めます。
- 2 当練習場ではご登録いただいた利用者に対し、
当練習場の営業情報・イベント、サービス告知などをダイレクトメール、
Eメール等でご案内させていただくことがありますのでご了承ください。
もしご希望されない場合はフロントにお申し付けください。

(個人情報の第三者への開示・提供の制限)

- 1 本店では、次のいずれかに該当する場合を除き、
個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - ① ご本人の同意がある場合。
 - ② 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先に開示または提供する場合
※この場合は、 個人情報の取扱いに関する契約の締結等により、
当該業務委託先において個人情報の適切な取り扱いが確保されるよう
必要かつ適切な監督を行います。

第12条

(規約の改定)

1 この利用規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。

(実施)

1 この規約は平成 26 年 6 月 30 日から実施する。

令和 5 年 10 月 1 日改定

令和 8 年 10 月 1 日改定